別表六の二（二十五）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において租税特別措置法第68条の15の６第２項の規定の適用を受ける場合に限る。）に記載すること。

2　「前連結事業年度又は前事業年度　⑬」の月数が６月に満たない場合（当該月数が租税特別措置法第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たない場合に限る。）には、租税特別措置法施行令第39条の46の２第６項第２号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（同法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等をいう。以下この号において同じ。）の支給額、同法第68条の15の６第３項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は同令第39条の46の２第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等の支給額、同法第68条の15の６第３項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を「⑭」から「⑯」までの各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。この場合において、「$\frac{\text{適用年度の}}{\text{⑬の前連結事業年度又は}}$ $\frac{\text{月数}}{\text{前事業年度の月数}}$ ⑰」の欄中「⑬の前連結事業年度又は前事業年度の月数」とあるのは「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」と、「比較雇用者給与等支給額 ((⑭－⑮＋⑯)×⑰　⑱ （マイナスの場合は０）」の欄中「⑭－⑮＋⑯」とあるのは「((⑭＋(14の外書))－(⑮＋(15の外書))＋(⑯＋(16の外書))」と、「調整比較雇用者給与等支給額 (⑭－⑮)×⑰　⑲ （マイナスの場合は０）」の欄中「⑭－⑮」とあるのは「((⑭＋(14の外書))－(⑮＋(15の外書))」として計算すること。

3　租税特別措置法施行令第39条の46の２第21項において準用する同条第７項又は第９項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「比較雇用者給与等支給額 ((⑭－⑮＋⑯)×⑰　⑱ （マイナスの場合は０）」の欄には、租税特別措置法第68条の15の６第３項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

(2)　「調整比較雇用者給与等支給額 (⑭－⑮)×⑰　⑲ （マイナスの場合は０）」の欄には、租税特別措置法施行令第39条の46の２第22項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第68条の15の６第３項第３号ロに掲げる金額を記載すること。